

新年度の申請書類について

1. 各地区に配布した書類について

栄町には、地縁法人の自治組織(18 団体)と地縁法人でない自治組織(19 団体)があり、地縁法人かどうかで提出書類が異なります。 本日配布した封筒には、各地区、該当する書類のみを同封しています。

※地縁法人以外の自治組織には、右上に記載している書類番号 No.6～10 の申請書類と申請書類記載例を同封していません

2. 本冊子内の書類一覧

(1) 配布資料一覧表

各書類ごとに提出期限は異なります。代表者に変更がなくても提出が必要な書類がありますので、ご確認ください。

(2) 自治組織名簿

貴自治組織が地縁法人かどうか、別添の申請書類を記載する際に必要な集会所(主たる事務所)の所在地が確認できます。

(3) 申請書類記載例

別添の申請書類を記載する際の参考にしてください。なお、赤い太字がご記載いただくところです。(記載用紙は同封したクリップ留めの書類に)

3. 書類の記載にあたって

特に前年度の代表者が記載する団体において、電話番号や住所の誤記載により、新年度の代表者に連絡が取れないケースが非常に増えています。

町への提出前に、新年度の代表者本人に記載内容の確認をしていただきますよう、お願いします。

4. 配布した申請書類 町ホームページへのデータ掲載について

本日配布した申請書類の様式は、栄町ホームページに、下記のページ名にて掲載しています。

検索キーワード(ページ名) 『 千葉県栄町 自治組織の提出書類について 』

5. 書類の提出先について

(1) 来 庁 【役場3階 暮らし安全課 平日9:00～17:00】

提出の際は、記載いただいた内容を職員が確認いたしますので、事前に来庁予定日時を下記までお問い合わせください。

(2) メール 【宛 先 : katsudou@town.sakae.chiba.jp】

スキャンしたデータや、町ホームページからデータをダウンロードして入力したデータを、メールに添付しての提出が可能です。メールを送付の際は、以下の記載をお願いします。

- ・件 名 : (自治組織名) 自治組織申請書類について(提出)
- ・本 文 : 氏名、自治組織名

暮らし安全課 安全協働推進班

電 話 : 0476-33-7710

メール : katsudou@town.sakae.chiba.jp

(1) 配布資料一覧表 資料 No.は、配布資料右上に記載している番号です。

【全自治組織対象 (No.1~5)】

提出期限 4月10日(金)

資料 No.	提出書類	対象団体	添付書類	備考
1	自治組織の 代表者変更届	代表者を変更する団体 のみ		
2	自治組織及び 代表者情報報告書	代表者の変更有無 に関わらず 全組織必ず提出		※期限厳守
3	栄町自治振興育成事業 助成金請求書			
5	令和8年度行事計画		<input type="checkbox"/> 総会資料内事業計画 案のコピーで代替可	

提出期限 6月30日(火) ※口座名義変更後、早めに提出

資料 No.	提出書類	対象団体	添付書類	備考
4	口座振替払申出書	口座名義変更する団 体	<input type="checkbox"/> 通帳のコピー ・名義 変更後 の通帳表紙 ・通帳1ページ目	

以下、地縁法人にのみ配布

【地縁法人対象 (No.6~10)】

提出期限 4月24日(金) ※総会が終了し次第、早めに提出

資料 No.	提出書類	対象団体	添付書類	備考
6	告示事項変更届出書	代表者を変更する団体	<input type="checkbox"/> 総会資料(1部)	
7	代表者就任承諾書		<input type="checkbox"/> 住民票 ※承諾書下部の✓欄「住民 基本台帳の閲覧を承諾」を 選択した場合は添付不要	
			<input type="checkbox"/> 総会資料 <input type="checkbox"/> 総会議事録	
8	総会議事録	全ての地縁団体	<input type="checkbox"/> 総会資料で代替可	任意様式可
9	規約変更認可申請書	規約を変更する団体	<input type="checkbox"/> 総会資料 ・規約改定議案部分抜粋 ・議事録の写し <input type="checkbox"/> 新旧対照表 <input type="checkbox"/> 変更前の規約(全文) <input type="checkbox"/> 変更後の規約(全文)	
10	証明書交付請求書	告示事項証明書が必 要な団体 ※年度内随時発行可能		【証明書発行】 5月25日(月) 以降に受取り可能

(2) 自治組織名簿 書類記載時にご参考ください。

	自治組織名	⇒	正式名称	事務所の所在地	地縁法人
あ	安食台 1.5.6 丁目 自治会	⇒	地縁法人 安食台 1・5・6 丁目自治会	栄町安食台 1 丁目 5 番 2 号	●
	安食台 2 丁目自治会	⇒	地縁法人 安食台 2 丁目自治会	栄町安食台 2 丁目 2 7 番 7 号	●
	安食台 3 丁目自治会	⇒	地縁法人 安食台 3 丁目自治会	栄町安食台 3 丁目 1 8 番 1 号	●
	安食台 4 丁目自治会	⇒	地縁法人 安食台 4 丁目自治会	栄町安食台 4 丁目 3 7 番 3 号	●
	麻生区	⇒	地縁法人 麻生区	栄町麻生 1 8 2 番 1	●
	請方区	⇒	請方区		
	興津区	⇒	興津区		
か	押付区	⇒	地縁法人 押付区	栄町大森 5 3 番地 2	●
	上町区	⇒	地縁法人 上町区	会長宅	●
	北区	⇒	北区		
さ	北辺田区	⇒	地縁法人 北辺田区	栄町北辺田 2 1 2 番地	●
	酒直区	⇒	酒直区		
	酒直台自治会	⇒	地縁法人 酒直台自治会	栄町酒直台 1 丁目 2 7 番 3 号	●
	三区	⇒	三区		
	下町町内会	⇒	下町町内会		
	白山自治会	⇒	白山自治会		
	須賀区	⇒	須賀区		
た	須賀新田区	⇒	地縁法人 須賀新田区	栄町須賀 1 9 7 0 番地 1	●
	曾根区	⇒	曾根区		
	台下区	⇒	台下区		
	田中自治会	⇒	地縁法人 田中自治会	栄町安食 2 3 5 7 番地 9 3	●
な	出津区	⇒	出津区		
	仲町町内会	⇒	仲町町内会		
	中谷区	⇒	中谷区		
	南部区	⇒	地縁法人 南部区	栄町酒直 2 9 9 番 4	●
は	西区	⇒	西区		
	布鎌酒直・四ツ谷区	⇒	布鎌酒直・四ツ谷区		
	布太区	⇒	布太区		
ま	松ヶ丘自治会	⇒	地縁法人 松ヶ丘自治会	栄町安食 2 1 3 5 番地の 7 4	●
	南ヶ丘自治会	⇒	地縁法人 南ヶ丘自治会	栄町南ヶ丘一丁目 2 0 番 1 号	●
	南区	⇒	南区		
	三和区	⇒	地縁法人 三和区	栄町三和 1 7 3 番地 2	●
や	矢口区	⇒	地縁法人 矢口区	栄町矢口 6 番地 6	●
	龍角寺区	⇒	地縁法人 龍角寺区	栄町龍角寺 1 3 1 番地の 1	●
わ	竜角寺台自治会	⇒	認可地縁団体 竜角寺台自治会	栄町竜角寺台 3 丁目 2 7 番 3 号	●
	鷺町町内会	⇒	鷺町町内会		
	和田区	⇒	和田区		

